

自己多血小板血漿(Platelet-Rich Plasma：PRP) を用いた変形性膝関節症の治療についてのご説明

この説明文書は、あなたに本治療の内容を理解していただき、あなたの自由な意思に基づいて本治療を受けるかどうか判断していただくための文書です。この説明文書をよくお読みいただき、担当医師からの説明をお聞きいただいた後に、本治療をお受けになるかどうかあなたの意思でご判断ください。ご不明な点があれば、遠慮なくお尋ねください。

尚、担当医師から既往歴等についてお聞きしますが、その際には正しい申告をしていただきますようお願い致します。万が一、虚偽の病歴申告等がなされた場合、当院は一切の責任を負うことができません。

1. 再生医療等の名称 及び 厚生労働省への届出

提供する再生医療等の名称

自己多血小板血漿(Platelet-Rich Plasma：PRP)を用いた変形性膝関節症の治療

厚生労働省への届出

本治療は「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)」を遵守して実施いたします。本治療は日本再生医療協会特定認定再生医療等委員会(認定番号：NA8200001)の意見を聴いたうえで、厚生労働大臣に再生医療等提供計画を提出し、受理されております。

2. 再生医療等を提供する医療機関

血液(細胞)の採取を行う 医療機関の名称	ラカンクリニック東京 麻布台
再生医療等の提供を行う 医療機関の名称	ラカンクリニック東京 麻布台
医療機関の管理者	清水 啓
再生医療等の実施責任者	遠藤 陽一
脂肪組織(細胞)の採取を行う医師	遠藤 陽一、清水 啓、岡田 翠
再生医療等の提供を行う医師	遠藤 陽一、清水 啓、岡田 翠

3. 本治療の目的 及び 内容

本治療は、変形性膝関節症の症状改善を目的として、あなたより採取した血液から自己多血小板血漿（以下、「PRP」という。）を調製して、関節腔内に局所投与する治療です。

本治療では、あなたの末梢血から調製する PRP 量の 10 倍量の血液を採取します。

採取した血液は、細胞培養加工施設である「ラカンクリニック東京麻布台細胞調製室」に運ばれ、PRP の調製を行います。

調製された PRP は、細胞の品質検査等に問題が無いことを確認した後、投与されます。

4. 細胞の用途

今回採取させていただく血液(細胞)は「自己多血小板血漿(Platelet-Rich Plasma：PRP)を用いた変形性膝関節症の治療」にのみ使用します。あなたから採取された細胞は、研究(同意を得る時点では特定されない将来の研究を含む)のために用いられる可能性はありません。また、他の医療機関に提供する可能性もありません。

5. 細胞提供者として選定された理由

本治療では、再生医療等を受ける本人(あなた)から採取した血液(細胞)を用いるため、あなた自身が細胞提供者となります。

6. 再生医療等を受ける者の選択基準・除外基準

本治療は、下記の選択基準及び除外基準を設けております。

選択基準

下記の基準を全て満たす者を本治療の対象とする。

- 膝関節評価スコア(KOOS)に基づき、変形性膝関節症であると医師が判断した者
- 変形性膝関節症に対する標準治療を施すも症状改善が認められない疾患のうち、再建手術や修復手術による組織修復を希望しない者
- 外来通院が可能である者
- 説明文書を用いて本治療の内容を説明した後、書面による同意が得られた者

除外基準

下記の基準に一つでも該当する者は本治療の対象外とする。

- 貧血の臨床所見がある者
- 担癌状態にある者
- 抗癌剤もしくは免疫抑制を使用している者
- 薬剤過剰症の既往歴を有する者

その他、患者の健康状態を勘案し、医師が本治療の提供の可否を判断します。

7. 細胞の提供 及び 再生医療等を受けていただくことによる利益・不利益

利益

細胞(血液)の提供により、本治療を受けることができます。

PRP を投与することで、PRP が有する抗炎症性因子の働きにより、変形性膝関節症の症状改善が期待できます。ただし、PRP 治療はその治療効果には個人差があり、PRP を投与したとしても治療効果が認められない事例も報告されています。

不利益

本治療を受けることによる危険としては、血液の採取や PRP の投与に伴い、以下の合併症や副作用が発生する場合があります。合併症・副作用が生じたときには、必ず受診してください。

[血液の採取時]

- 創部からの出血
- 創部の疼痛・腫張(はれ)
- 出血による貧血
- アナフィラキシー反応(急性アレルギー反応による冷汗・吐気・嘔吐・腹痛・呼吸困難・血圧低下・ショック状態等)

[PRP の投与時]

- アナフィラキシー反応(急性アレルギー反応による冷汗・吐気・嘔吐・腹痛・呼吸困難・血圧低下・ショック状態等)
- 穿刺部の痛み・内出血・神経障害

8. 細胞の提供 及び 再生医療等を受けることを拒否することは任意であること

あなたは、細胞の提供及び本治療を受けることを強制されることはありません。

説明を受けた上で、細胞の提供や本治療を行うべきではないと判断した場合は、拒否することができます。

9. 同意の撤回に関する事項

あなたは、細胞の提供及び本治療を受けることについて同意した場合でも、治療を受ける前であればいつでも同意を撤回することができます。

10. 拒否 又は 同意を撤回することにより不利益な扱いを受けないこと

あなたは、説明を受けた上で細胞の提供及び本治療を受けることを拒否したり、同意した後には同意を撤回した場合であっても、今後の診療・治療等において不利益な扱いを受けることはありません。

1 1. 個人情報の保護に関する事項

本治療を行う際にあなたから取得した個人情報は、本院が定める個人情報取扱実施規定に従い適切に管理・保護されます。

尚、本治療の実施前後に得られた各種臨床データに関しては、本院が定める個人情報取扱実施規定に従って個人が特定されないように匿名化した後に、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」の第20条及び第21条に従い、認定再生医療等委員会及び厚生労働大臣に本治療の実施状況を報告する際に使用されます。

1 2. 試料等の保管 及び 廃棄の方法

血液・特定細胞加工物の一部の保管 及び 廃棄の方法

採取した血液の全ては速やかに PRP の調製を開始するため、また当該再生医療等に用いる特定細胞加工物は少量のため、細胞及び特定細胞加工物の保管は行いません。

1 3. 治療費用に関する事項

本治療は保険適用外の治療(自由診療)であるため、本治療の提供に係る費用は、細胞加工費・幹細胞投与費・検査費・薬剤等の消耗品を含め、下記の表に記載の費用をご負担いただきます。

片膝	1回あたり 198,000 円(税込)
両膝	1回あたり 297,000 円(税込)

尚、血液の採取後や、細胞加工物の製造後に同意を撤回された場合など、同意を撤回される時点までに費用が発生している場合は、発生した費用についてはあなたにご負担いただきますのでご了承ください。

※ 必要に応じて、追加検査費用などが生じる場合があります。

※ 交通費などの実費についても、患者さんに負担していただきます。

1 4. 本治療実施後の経過観察

本治療を実施後、あなたの健康状態の把握、及び本治療の安全性・有効性の評価のため、本治療を受けた日から約1,3,6ヶ月後に通院していただき、疾病等の発生の有無・症状改善の有無・健康状態について経過観察を行います。また、本治療が原因であると思われる健康被害が発生した場合には、すぐに当院までご連絡ください。

定期的な通院が困難である場合には、電話・書類の郵送等により当院から連絡することで経過観察を行いますので、ご連絡ください。

経過観察では、あなたの問診や採血によりあなたの健康状態を確認します。また、膝関節評価スコア KOOS により本治療の有効性を確認します。

15. 他の治療法の有無 及び 内容、他の治療法により予期される利益・不利益との比較

変形性膝関節症治療は、標準治療となる温熱療法やリハビリテーション、関節腔内へヒアルロン酸注射・ステロイド注射があります。

温熱療法やリハビリテーションは、毎日外来に通い数か月以上の治療が必要となります。ヒアルロン酸注射・ステロイド注射は保険治療となり手軽に薬を膝関節に注射ができ、痛みが軽くなることはありますが、継続的に注射をする必要があります。

一方、自己多血小板血漿(PRP)の投与は、これまでの標準治療よりも、痛みが長期的に和らぐ可能性があります。さらに歩く事や階段の昇り降りが楽になるなど、効果が期待できる治療です。しかし自由診療になりますので、保険適用外の治療となります。

16. 健康被害に対する補償に関する事項

細胞の採取及び本治療が原因であると思われる健康被害が発生した場合には、すぐに当院までご連絡ください。速やかに可能な限りの処置を無償で行います。また、当院は「医師賠償責任保険」に加入しており、加入している保険が適用出来る場合には、当該保険に基づく補償を行います。

17. 再生医療等の審査を行う認定再生医療等委員会の情報 及び 審査事項

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」により、再生医療等提供計画は厚生労働大臣への提出前に「認定再生医療等委員会」による審査を受ける必要があります。本治療の再生医療等提供計画については、以下のとおり審査を受けています。

認定番号認定再生医療等委員会	NA8200001
認定再生医療等委員会	日本再生医療協会特定認定再生医療等委員会
委員会の問合せ窓口	03-5615-8311
審査事項	再生医療等提供計画及び添付資料一式を提出し、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に定められた「再生医療等提供基準」に照らして審査を受けています。

18. 苦情 及び お問い合わせへの対応に関する体制

当院では、下記のとおり本治療に関する苦情及びお問い合わせの窓口を設置しております。窓口での受付後、治療を行う医師、管理者（院長）へ報告のうえ、対応させていただきます。

窓口：ラカンクリニック東京 麻布台 受付

電話番号：03-6277-6122

対応責任者：遠藤 陽一（実施責任者）

19. その他の特記事項

- 本治療を受けた日から約1, 3, 6ヶ月後に通院していただき、疾病等の発生の有無・症状改善の有無・健康状態について経過観察を行います。また、本治療が原因であると思われる健康被害が発生した場合は、すぐに当院までご連絡ください。定期的な通院が困難である場合には、電話・書類の郵送等により当院から連絡することで経過観察を行いますので、ご連絡ください。尚、定期的な通院や連絡が無いことにより不利益が発生した場合、当院はその責任を負いません。
- 本治療の実施によって、あなたの健康上の重要な知見、また子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られた例はございません。今後もし、それらの知見が得られた場合には、あなたへ速やかにお知らせいたします。
- あなたから提供を受けた細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権、その他の財産権、経済的利益は当院に帰属します。

